

理 由 書

鎌倉市は三浦半島の基部に位置し、南は相模湾に面し、温暖な気候と山・海の豊かな自然に恵まれた都市であり、「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」の実現に向け、鎌倉市都市マスタープランにおいて、「くらしに自然・歴史・文化がいきる古都鎌倉」を基本理念としています。

第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画の将来目標では「都市環境を保全・創造するまち」を掲げ、実施計画において、取組の方向性として地域制緑地の指定等による緑地の保全を行うこととしています。

鎌倉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針では、優れた自然的景観を有する緑地や火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープを有する緑地等は、特別緑地保全地区の指定を図ることを方針としています。

また、鎌倉市都市マスタープランにおいては、当計画地について古都保存法以外の法により緑の保全を図ること、鎌倉市緑の基本計画においては、市街地の背景をなす自然景観を保全するとともに、点的なビオトープとしての機能を確保するため、特別緑地保全地区の指定を方針としています。

こうしたことから、今回、本案のとおり特別緑地保全地区を定めるものです。